

運営指導における主な指摘事項等について（報酬）

令和7（2025）年5月
障がい福祉課障がい福祉係

- 近年実施した運営指導（報酬）における主な指摘事項及び問い合わせが多い事項についてまとめたものです。今後の業務の参考としてください。

1-1 欠席時対応加算

対象サービス：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、
自立訓練（機能・生活）、児童発達支援、放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 利用者が欠席した事実は記録があるが、家族との連絡調整その他の相談援助等の内容が記録されていない又は記録が不十分であった。

<改善方法>

- ・ 家族等との連絡調整、当該利用者の生活状況、その他の相談援助等の内容を記録しておくこと。

【記載すべき内容】

- | |
|----------------------|
| (1) 「連絡を受けた日」及び「欠席日」 |
| (2) 誰から連絡があったか |
| (3) 連絡を受けた職員名 |
| (4) 欠席の理由、利用者の状況 |
| (5) 相談援助の内容 |

1 - 2 欠席時対応加算

<指摘・指導事例>

- ・ 欠席が連日にわたる際に1度の相談援助で複数回の加算を算定していた。（実際に相談援助を行っていない日については算定できない。）

(例) 7月1日に、当日と翌日(7月2日)も欠席する旨の連絡があった場合に、欠席時対応加算を算定できるのは7月1日だけであるが、7月2日についても算定していた。

<改善方法>

- ・ 1度の欠席連絡・相談援助で算定できるのは1回のみであることに注意すること。
(上記の例の場合、7月2日分については過誤調整の対象になる。)

2 食事提供体制加算

対象サービス：就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、短期入所、
自立訓練（機能・生活）、宿泊型自立訓練

<指摘・指導事例>

- ・ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録する必要があるが、記録していなかった。
- ・ 利用者ごとの体重又は BMI をおおむね 6 月に 1 回記録する必要があるが、記録していなかった。

<改善方法>

- ・ 摂食量の記録は、例えば「完食」「全体の〇割」のように記録しておくこと。
- ・ おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録が必要であるが、身長の測定が困難等であれば、体重の記録を適正に行うこと。

3 初期加算

対象サービス：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、
自立訓練（機能・生活）、施設入所支援

<指摘・指導事例>

- ・ アセスメントを行っていない又は記録が残されていない。
- ・ 利用開始日から30日を超える日について、当該加算を算定している。

<改善方法>

- ・ 初期加算については以下に留意して算定すること。
 - ①アセスメントの記録を整備しておくこと。
 - ②サービスの利用開始から30日の間、算定することができる。この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいう。
 - ③加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数。
 - ④30日を超える入院後に再度利用した場合には、あらためて当該加算の算定が可能。

4 帰宅時支援加算

対象サービス：宿泊型自立訓練、共同生活援助

<指摘・指導事例>

- ・ 自立訓練（生活訓練）計画（もしくは個別支援計画）への記載に不足があった。
- ・ 帰宅している間の記録が不十分だった。

<改善方法>

- ・ 想定される支援の具体的内容（帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等）を明記すること。
- ・ 利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、その内容については記録しておくこと。

5 定員超過利用減算

対象サービス：就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、
自立訓練（機能・生活）、宿泊型自立訓練、児童発達支援、
放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 過去 3 か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している。

<改善方法>

- ・ 以下のいずれにも該当しないよう留意すること。
 - ①定員50人以下の場合
1 日当たりの利用者数が、定員の150%を超過
 - ②定員 51 人以上
1 日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を超過
 - ③過去 3 か月間の平均利用人数が、定員の125%を超過
(定員11人以下の場合は、定員に 3 を加えた数を超過している場合)

6 延長支援加算

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

<指摘・指導事例>

- ・ 支援を行う前後の時間帯において延長支援を行った場合に、個別支援計画（通所支援計画）に位置付けて行うものであるが、計画の記載内容に不足があった。

<改善方法>

- ・ 延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を明記し、保護者の同意を得ること。
なお、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた延長支援の場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間の記録を行うことで、加算が可能になる。